

証券コード 4820
平成30年6月1日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原一丁目6番1号

株式会社 EMシステムズ

(登記上の商号 株式会社イーエムシステムズ)

取締役社長兼COO 大 石 憲 司

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月18日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後5時15分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月19日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
新大阪ブリックビル 3階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第35期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
 - ※監査等委員会設置会社への移行
 - ※事業目的の一部追加
 - ※取締役（監査等委員である取締役を除く。）員数の増加
 - ※一部語句の訂正
- 第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第 4 号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第 5 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第 7 号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第 8 号議案 監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://emsystems.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載いたしておりません。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【経 営 理 念】

「感謝」 「感動」 「共感」

- ・ 私達は、人と地球の健康に貢献し続けます。
- ・ 私達は、お客様から信頼され、感動を提供し続けます。
- ・ 私達は、明るく元気で、あたたかい会社づくりに挑戦し続けます。
- ・ 私達は、適正な利益の確保、健全な経営を維持し続けます。
- ・ 私達は、「ありがとう」を合言葉に、互いを認め、成長し続けます。

【会 社 方 針】

私達は、先進的なテクノロジーを活用し、

国民の健康レベル向上に貢献する、

世の中に無くてはならない企業になります。

私達は、仕事を通じて幸せになれる企業を目指します。

<解説>

私達は電子カルテやレセコンと言った医療事務ソリューションベンダーから、「医療」「介護」、すなわち、国民の健康に寄与するソリューション提供に一枚岩となってチャレンジします。さらに私達は唯一無二の企業を目指し、我々自身も心身共に健康であり、自己実現出来る企業を目指して参ります。

(注) 医療（クリニック・薬局）領域だけでなく、介護領域等拡大している当社の現状の中、当社が目指す方向を会社方針に盛り込むべく、当社の創立記念日である平成30年1月23日に会社方針を変更しております。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や日本銀行による金融政策を背景とした企業収益の改善と雇用環境の改善により、戦後2番目の長さとなる景気回復傾向や企業業績の改善傾向がみとめられました。個人の消費マインドについても底堅く推移している状況となっており、引き続き日本経済は緩やかに回復するとみられています。

当社の主要販売先であります薬局におきましては、大手薬局チェーンのM&A等による規模拡大によって業界再編が進む一方、薬局業界を取り巻く環境は厳しさを増しており、薬局業務においての付加価値が求められる状況となっております。平成30年4月に実施された医療保険と介護保険の同時報酬改定による業績への影響が、当初予測していたほどは出ず、営業体制を強化し、システムの拡販に努めた結果、売上高・営業利益・経常利益・当期純利益ともに過去最高額に到達することができました。

当社グループは、「2025年問題」(※1)に象徴される超高齢社会を見据え、医療(クリニック・薬局)と介護の情報連携を実現すべく、平成28年10月から介護事業者向けシステム事業へ本格的に参入し、平成29年3月に医療介護連携ソリューション「ひろがるケアネット」のリリースに続いて、8月に「つながるケアNEXT」(居宅介護支援事業者・ケアマネジャー向け)機能をリリースいたしました。クリニック向け、薬局向け、介護サービス事業者向けのシステム間で三位一体のネットワークを結ぶことで、医療と介護のシームレスな情報連携が行える環境を提供して参ります。加えて、今まで以上に国民や医療業界に貢献できる商品やサービスの開発、提供を可能にするため、AIを活用することを検討しております。商品化への推進力を得るために、平成29年12月に株式会社情報医療へ

出資を行いました。出資することで持続的な関係維持強化を図り株式会社情報医療が持つさまざまな医療関連技術と当社が持つ技術や知見を融合することで更なる製品付加価値の創出へ取り組んで参ります。また、平成30年3月に日本電気株式会社（NEC）と協業を開始しました。それぞれの知見や技術を活用し、健康・医療分野の新たなサービスを創出していく予定です。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高13,953百万円（前期比2.0%増）、営業利益3,063百万円（前期比17.9%増）、経常利益3,618百万円（前期比14.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,369百万円（前期比12.0%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。なお、セグメント別の売上高及び営業利益又は営業損失は、セグメント間の内部取引消去前の金額であります。

調剤システム事業及びその関連事業につきましては、薬局チェーン店へのアプローチ強化、販売代理店やOEM供給による販売チャネルの増強を引き続き行い、薬局向けシステム「R e c e p t y N E X T」及び「ぶんぎょうめいと」の拡販に注力いたしました。

このような状況下で、システム販売件数は計画に届かなかったものの、課金売上が順調に増加し、ハードウェアの入替えも計画通りに推移、サプライ販売も引き続き堅調でした。この結果、売上高は計画を達成し、継続的な原価及び経費の圧縮が利益面に寄与しました。

この結果、当連結会計年度の調剤システム事業及びその関連事業は、売上高11,307百万円（前期比1.7%増）、営業利益2,870百万円（前期比8.5%増）となりました。

医科システム事業及びその関連事業につきましては、全国的な販売チャネルの拡充を図るべく、クリニックの市場開拓を販売代理店経由で進めております。更に、医事会計システムの「MRN（※2） クラークスタイル」、「ユニメディカル」、また電子カルテシステムの「MRN カルテスタイル」、「オルテア」の拡販に引き続き注力いたしました。

この結果、販売チャネルは着実に拡大しており、営業リソースを重点的に再配置したことにより、MRNのシステム販売件数は着実に増加しており、課金売上も順調に推移し、サプライ販売も好調な状況となりました。

この結果、当連結会計年度の医科システム事業及びその関連事業は、売上高1,765百万円（前期比5.7%増）、営業利益237百万円（前期 営業利益17百万円）となりました。

その他の事業につきましては、医療介護連携事業において、クリニック・薬局・介護サービス事業者向けに提供する「ひろがるケアネット」を平成29年3月にリリースいたしました。更に、平成28年10月に出荷しましたASP型介護サービス事業者支援システム「つながるケアNEXT」の機能拡充の開発を進めており更なる販売拡大に取り組んでおります。

また、平成28年12月13日に全国健康保険協会（協会けんぽ）広島支部より受託しました「薬局向けレセプト作成支援システムへのオンライン資格確認システム導入委託事業」はクリニック向けも開始し、当初の契約期間を延長してサービス提供を行っております。

当社では、今後の医療業界の発展に貢献すべく、電子処方箋の実現、EHR（※3）及びPHR（※4）に関する研究開発や実証事業に積極的に取り組んで参ります。日本医師会・日本薬剤師会・日本大学との共同研究である「感染症流行探知サービス」におきましては、利用薬局は全国で1万件超となっております。このほか、連結子会社である株式会社ブリック薬局は薬局事業を営営し、連結子会社株式会社ラソソテは、スポーツジム、貸会議室及び保育園経営の各事業を行っております。

介護システム事業は平成29年8月に「つながるケアNEXT」（居宅介護支援事業者・ケアマネージャー向け）機能をリリースしたことにより、徐々にではありますが案件が増加しております。

薬局事業の売上高及び営業利益は堅調に推移しており、売上高・営業利益ともに計画を上回りました。また、売上高・営業利益ともに前期を上回る結果となりました。

株式会社ラソソテが行っている事業は、売上高は前期を上回ったものの営業利益は前期を下回る結果となりました。

このような状況下で、介護システム事業は、予定していた機能追加の時期を遅らせたこともあり、売上高及び利益が計画より大幅に下回りました。薬局事業は、調剤報酬及び薬価の改定の影響を一部受けましたが、営業努力を重ねた結果、売上高・営業利益ともに前期及び計画を上回る結果となりました。また株式会社ラソソテは、運営方針の変更などの経営努力

を行い、売上高は前期を上回ったものの営業利益は前期を下回りましたが、計画を上回っております。この結果、当連結会計年度のその他の事業は、売上高1,029百万円（前期比4.8%増）、営業利益9百万円（前期 営業損失32百万円）となりました。

- (※1) 約8百万人といわれる団塊の世代が2025年までに後期高齢者に達することで、介護・医療費などの社会保障費の増加や介護職員の人材不足など様々な問題が深刻化すること
- (※2) MRN: Medical Recept y NEXT
- (※3) EHR: Electronic Health Record
- (※4) PHR: Personal Health Record

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は421百万円であります。

その主な内容は、リース資産の増加108百万円、自社利用のソフトウェア235百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に新株予約権（ストック・オプション）の行使に伴い、117,800株の新株式を発行し、100百万円の資金を調達しております。

(注) 当社は、平成30年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。上記新株予約権の行使に伴う新株式の発行数につきましては、当該株式分割前の実際の発行数を記載しております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (平成27年3月期)	第 33 期 (平成28年3月期)	第 34 期 (平成29年3月期)	第 35 期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売 上 高 (百万円)	11,257	13,199	13,676	13,953
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	965	1,621	2,116	2,369
1株当たり当期純利益 (円)	29.91	46.69	60.30	66.72
総 資 産 (百万円)	19,249	20,310	21,348	21,893
純 資 産 (百万円)	11,012	12,172	14,063	16,052
1株当たり純資産額 (円)	314.52	346.84	395.48	446.82

(注) 当社は、平成28年4月1日及び平成30年3月1日を効力発生日として、それぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ラソソテ	10百万円	100%	スポーツジム・保育園の経営
コスモシステムズ株式会社	30百万円	100%	医療機関及び薬局向けシステムの販売
株式会社ブリック薬局	10百万円	100%	薬局の経営
益盟軟件系統開発(南京)有限公司	150千米ドル	100%	ソフトウェア開発
意盟軟件系統開發(上海)有限公司	160千米ドル	100%	ソフトウェア開発

(4) 対処すべき課題

当社の主要販売先である薬局に対する改定の中身を詳しく見ると、大手薬局チェーンには厳しい内容となっています。更に、薬価引き下げの影響が徐々に出てくることが想定されます。国の財政から医療費全体の抑制に向けた動きは今後更に進む見通しです。そのため、当社のお客様の業界においては、引き続き厳しい状況が続くことが見込まれます。

医療・介護業界の再編が加速することも予想され、さらに政府は、医療等分野におけるＩＣＴ化の徹底的な推進を行う方針を示しており、介護を含めた他職種での情報連携に対するニーズが今まで以上に高まることが予想されます。

薬局には、かかりつけ薬剤師による適切な薬学管理と指導体制の整備、安全性向上に資する事例の共有、あらゆる処方箋をいつでも調剤対応できる体制の整備など地域支援に積極貢献することが求められています。また、厚生労働省により一定条件下で電子処方箋が解禁される一方、クリニックにおける電子カルテの普及率が35%を超え、既に様々な地域でＥＨＲ・ＰＨＲの実証事業に参画している当社の役割はこれまで以上に重要であると認識しております。このような状況のもと、ＩＴを駆使したソリューションを通じて、医療サービスの向上をより一層、支援、リードして参ります。また、医療(クリニック・薬局)と介護の情報連携を推進すべく、当社グループのクリニック向け・薬局向け・介護サービス事業者向けの各システムに標準搭載し、医療介護連携ソリューション「ひろがるケアネット」の普及を促進していきます。

当社グループは市場へのストックビジネスの定着化を図るとともに、次世代の製品に繋がる先端技術研究及び開発に注力し、Ｍ＆Ａにおいても積極的に取り組んで参ります。当社グループの目標といたしましては、調剤システムの市場占有率50%、医科システムの市場占有率10%、介護システムの市場占有率5%を目指して参ります。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

事業内容	主 要 製 品
調剤システム事業 及びその関連事業	薬局向けシステムの開発並びに販売
医科システム事業 及びその関連事業	クリニック向けシステムの開発並びに販売
その他の事業	介護サービス事業者支援システムの開発並びに販売 スポーツジム・保育園・薬局の経営

(6) 主要な事業所及び営業所等（平成30年3月31日現在）

当 社	大阪本社：大阪市淀川区宮原一丁目6番1号（本店所在地） 東京本社：東京都港区芝大門二丁目10番12号 営業拠 点：全国37ヶ所
株式会社ラソステ	本社：大阪市淀川区宮原一丁目6番1号 スポーツジム：大阪1ヶ所 保 育 園：大阪1ヶ所
コスモシステムズ 株 式 会 社	本 社：広島市西区草津新町一丁目21番35号 営 業 拠 点：中国・四国地域6ヶ所
株式会社ブリック薬局	本 社：大阪市淀川区宮原一丁目6番1号 局：大阪1店舗
益盟軟件系統開発（南京） 有 限 公 司	本 社：中華人民共和国南京市
意盟軟件系統開発（上海） 有 限 公 司	本 社：中華人民共和国上海市

(7) 使用人の状況（平成30年 3 月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
526名	7名減

- (注) 1. 使用人数は就業人員（パート及び当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。
2. 非連結子会社でありました意盟軟件系統開發（上海）有限公司は、平成29年4月1日より連結子会社になりましたため、企業集団の使用人として含めております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
413名	5名減	39.5歳	10.1年

- (注) 使用人数は就業人員（パート及び当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年 3 月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	190百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	224
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	240

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 66,000,000株
- ② 発行済株式の総数 35,600,194株(自己株式747,206株を除く)
- ③ 株主数 2,710名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 コ ッ コ ウ	12,354,600株	34.70%
株 式 会 社 メ デ イ パ ル ホ ー ル デ ィ ン グ ス	3,531,600	9.92
ゴールドマン・サックス・アンド・ カンパニー レギュラーアカウント	1,924,468	5.41
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	1,007,500	2.83
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	991,200	2.78
エ プ ソ ン 販 売 株 式 会 社	979,600	2.75
國 光 宏 昌	960,200	2.70
ゴ ー ル ド マ ン サ ッ ク ス イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	859,552	2.41
スカンジナビスカ エンシルダ バンケ ン エービー ヘルスインベスト マイ ク ロ キ ャ ッ プ フ ァ ン ド	614,400	1.73
國 光 浩 三	600,000	1.69

（注） 1. 持株比率は自己株式（747,206株）を控除して計算しております。

2. 当社は、平成30年3月1日を効力発生日として、1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	國 光 浩 三	CEO（最高経営責任者） 株式会社ラソンテ代表取締役 株式会社ブリック薬局代表取締役 益盟軟件系統開發(南京)有限公司董事長 意盟軟件系統開發(上海)有限公司董事長
取 締 役 社 長	大 石 憲 司	COO（最高執行責任者） コスモシステムズ株式会社代表取締役 益盟軟件系統開發(南京)有限公司董事
常 務 取 締 役	青 田 玄	執行役員 医科システム事業部長 意盟軟件系統開發(上海)有限公司董事
常 務 取 締 役	國 光 宏 昌	執行役員 調剤・介護システム事業部長 株式会社ラソンテ取締役
常 務 取 締 役	西 村 本 喜	執行役員 営業・サービス事業部長 コスモシステムズ株式会社取締役
取 締 役	三 橋 涼 子	執行役員 中国事業本部長 株式会社ラソンテ取締役 株式会社ブリック薬局取締役 益盟軟件系統開發(南京)有限公司副董事長 意盟軟件系統開發(上海)有限公司副董事長
取 締 役	川 野 原 弘 和	執行役員 営業・サービス事業部営業本部長
取 締 役	重 山 毅	執行役員 経営推進本部長
取 締 役	今 泉 英 壽	
取 締 役	中 尾 清 光	株式会社ディー・エム・ピー取締役相談役
常 勤 監 査 役	寺 内 信 夫	株式会社ラソンテ監査役 株式会社ブリック薬局監査役
監 査 役	松 田 繁 三	弁護士(松田法律事務所所長) パナホーム株式会社監査役（社外）
監 査 役	延 原 耕 三	

- (注) 1. 取締役 今泉英壽氏及び中尾清光氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 今泉英壽氏は、東京証券取引所の規則及び当社における社外役員の独立性に関する判断基準に定める独立役員であります。
3. 監査役 松田繁三氏及び監査役 延原耕三氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 松田繁三氏は、弁護士の資格を有しており、法律及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 松田繁三氏及び監査役 延原耕三氏は、東京証券取引所の規則及び当社における社外役員の独立性に関する判断基準に定める独立役員であります。
6. 監査役関めぐみ氏は、平成29年6月20日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2)	216百万円 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	15 (5)
合 計 (うち社外役員)	15 (4)	231 (12)

- (注) 1. 上記には、平成29年6月20日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第23期定時株主総会において月額30百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月23日開催の第16期定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

- ・取締役 中尾清光氏は、株式会社ディー・エム・ピーの取締役相談役を兼務しており、当社は同社に対して社員研修に関する業務を委託しております。
- ・監査役 松田繁三氏は、松田法律事務所の所長及びパナホーム株式会社の監査役（社外）を兼務しております。なお、当社と松田法律事務所及びパナホーム株式会社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 今 泉 英 壽	16回中15回	94%	一回	—%
取締役 中 尾 清 光	12回中8回	67%	一回	—%
監査役 松 田 繁 三	16回中15回	94%	14回中14回	100%
監査役 延 原 耕 三	16回中16回	100%	14回中14回	100%

- (注) 取締役 中尾清光氏につきましては平成29年6月20日就任以降に開催された取締役会（12回）について記載しております。

- ・取締役会における発言状況

取締役 今泉英壽氏は、主に会社経営的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役 中尾清光氏は、主に会社経営的・人材育成的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役 松田繁三氏は、主に法律的・財務的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役 延原耕三氏は、他社での経験や識見を活かし意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・監査役会における発言状況

監査役 松田繁三氏は、主に法律的・財務的な見地から、監査役 延原耕三氏は、他社での経験や識見を活かし、監査役会において適切な意見を表明しております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

＜ご参考＞

当社における社外役員の独立性に関する判断基準は以下のとおりです。

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役又は社外監査役が以下のいずれにも該当してはならないこととしております。

- (1) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 最近1年間において、(1) から (3) までのいずれかに該当していた者
- (5) 次の1 から 3 までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
 1. (1) から (4) までに掲げる者
 2. 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）
 3. 最近1年間において、2 又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

(注)

1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしております。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%の額以上の支払いを、当社に行った者をいうこととしております。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高又は総収入の2%又は1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭又は財産を当社から得ていることをいうこととしております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,763	流 動 負 債	3,782
現金及び預金	8,528	支払手形及び買掛金	760
受取手形及び売掛金	2,189	1年内返済予定の長期借入金	517
商品及び製品	130	リ ー ス 債 務	48
原材料及び貯蔵品	0	未 払 法 人 税 等	763
繰延税金資産	170	未 払 消 費 税 等	115
そ の 他	762	賞 与 引 当 金	350
貸倒引当金	△19	ポイント引当金	3
固 定 資 産	10,129	そ の 他	1,223
有 形 固 定 資 産	1,580	固 定 負 債	2,058
建物及び構築物	777	長 期 借 入 金	137
土 地	608	リ ー ス 債 務	72
リース資産	102	退職給付に係る負債	917
賃貸用資産	15	製品保証引当金	214
そ の 他	77	長期預り保証金	715
無 形 固 定 資 産	682	負 債 合 計	5,840
ソフトウェア	167	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア仮勘定	255	株 主 資 本	15,924
の れ ん	254	資 本 金	2,445
そ の 他	5	資 本 剰 余 金	2,808
投資その他の資産	7,866	利 益 剰 余 金	10,878
投資有価証券	198	自 己 株 式	△208
関係会社株式	7	その他の包括利益累計額	△17
投資不動産	7,018	為 替 換 算 調 整 勘 定	48
敷金及び保証金	143	退職給付に係る調整累計額	△66
退職給付に係る資産	109	新 株 予 約 権	145
繰延税金資産	328	純 資 産 合 計	16,052
そ の 他	61	負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,893
貸倒引当金	△0		
資 産 合 計	21,893		

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,953
売 上 原 価		6,077
売 上 総 利 益		7,876
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,813
営 業 利 益		3,063
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
不 動 産 賃 貸 収 入	1,006	
雑 収 入	22	1,029
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
不 動 産 賃 貸 費 用	443	
株 式 交 付 費 償 却	1	
雑 損 失	23	474
経 常 利 益		3,618
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	12	
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	13
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
減 損 損 失	20	
関 係 会 社 整 理 損	7	
借 入 金 繰 上 返 済 費 用	8	38
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,593
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,224	
法 人 税 等 調 整 額	△0	1,223
当 期 純 利 益		2,369
親会社株主に帰属する当期純利益		2,369

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,775	流 動 負 債	3,532
現金及び預金	7,711	買 掛 金	632
受 取 手 形	11	1年内返済予定の長期借入金	517
売 掛 金	1,983	リ ー ス 債 務	48
商品及び製品	106	未 払 金	392
原材料及び貯蔵品	0	未 払 費 用	68
前 払 費 用	316	未 払 法 人 税 等	733
関係会社短期貸付金	100	未 払 消 費 税 等	111
繰延税金資産	147	預 り 金	42
そ の 他	399	前 受 収 益	680
貸 倒 引 当 金	△0	賞 与 引 当 金	298
固 定 資 産	10,258	ポ イ ン ト 引 当 金	3
有 形 固 定 資 産	1,551	そ の 他	1
建 物	746	固 定 負 債	1,996
構 築 物	16	長 期 借 入 金	137
工具、器具及び備品	62	リ ー ス 債 務	72
土 地	608	退職給付引当金	839
リ ー ス 資 産	102	製品保証引当金	214
貸 貸 用 資 産	15	長期預り保証金	732
無 形 固 定 資 産	444	負 債 合 計	5,528
ソフトウェア	181	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア仮勘定	255	株 主 資 本	15,359
の れ ん	2	資 本 金	2,445
そ の 他	5	資 本 剰 余 金	2,808
投資その他の資産	8,263	資 本 準 備 金	2,416
投資有価証券	198	その他資本剰余金	391
関係会社株式	204	利 益 剰 余 金	10,314
関係会社長期貸付金	234	利 益 準 備 金	6
繰延税金資産	285	その他利益剰余金	10,307
前払年金費用	152	別 途 積 立 金	2,855
投資不動産	7,018	繰越利益剰余金	7,452
敷金及び保証金	110	自 己 株 式	△208
そ の 他	60	新 株 予 約 権	145
貸 倒 引 当 金	△0	純 資 産 合 計	15,505
資 産 合 計	21,034	負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,034

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,294
売 上 原 価		5,219
売 上 総 利 益		7,074
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,202
営 業 利 益		2,872
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1	
不 動 産 賃 貸 収 入	978	
雑 収 入	21	1,001
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
不 動 産 賃 貸 費 用	421	
株 式 交 付 費 償 却	1	
雑 損 失	15	443
経 常 利 益		3,430
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	12	
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	13
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
減 損 損 失	20	
関 係 会 社 整 理 損	7	
借 入 金 繰 上 返 済 費 用	8	38
税 引 前 当 期 純 利 益		3,405
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,128	
法 人 税 等 調 整 額	△0	1,128
当 期 純 利 益		2,276

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社イーエムシステムズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 渡 部 健 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 守 谷 義 広 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イーエムシステムズの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーエムシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社イーエムシステムズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 渡 部 健 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 守 谷 義 広 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イーエムシステムズの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び監査実施計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査実施計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月17日

株式会社イーエムシステムズ	監査役会
常勤監査役	寺内 信夫 ⑩
社外監査役	松田 繁三 ⑩
社外監査役	延原 耕三 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第35期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は427,202,328円となります。

(注) 当社は、平成30年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株につき13円をお支払いいたしました中間配当金を、当該株式分割実施後の1株当たり配当金に換算すると6.5円に相当しますので、年間の配当金は1株につき18.5円に相当いたします。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月20日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) 当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める目的に追加を行います。
- (3) 今後の事業展開に備え、経営体制の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を11名から12名へ増加します。
- (4) 語句訂正その他所定の訂正を加えます。
- (5) なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。
(1) ～ (8) <条文省略>	(1) ～ (8) <現行どおり>
(9) 医療機関運営に関するコンサルタント業務	(9) 医療機関・ <u>介護施設</u> 運営に関するコンサルタント業務
(10) ～ (17) <条文省略>	(10) ～ (17) <現行どおり>
(18) 医療 <u>施設</u> の開設支援、保守、管理、運営	(18) 医療機関等・ <u>介護施設</u> の開設支援、保守、管理、運営
(19) ～ (29) <条文省略>	(19) ～ (29) <現行どおり>

現行定款	変更案
第3条 <条文省略> (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> 第5条～第17条 <条文省略> 第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第18条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。 <新 設> (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2～3 <条文省略>	第3条 <現行どおり> (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削 除> (3) <u>会計監査人</u> 第5条～第17条 <現行どおり> 第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>12</u>名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2～3 <現行どおり>

現行定款	変更案
(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜新 設＞ ＜新 設＞ 第21条～第22条 ＜条文省略＞ (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	(任 期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 第21条～第22条 ＜現行どおり＞ (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
<新 設> 第24条～第25条 <条文省略> (取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第27条 <条文省略> <u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(員 数)</u> 第28条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第24条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第25条～第26条 <現行どおり> (取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第28条 <現行どおり> <削 除> <削 除>

現行定款	変更案
<u>(選任方法)</u> <u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(任期)</u> <u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u>	＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	＜削除＞

現行定款	変更案
<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	＜削 除＞
<u>(監査役会規則)</u> <u>第34条 監査役会に関する規則は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	＜削 除＞
<u>(報酬等)</u> <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	＜削 除＞
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第36条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内において、その責任を免除することができる。</u> <u>2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	＜削 除＞

現行定款	変更案
<新 設>	第5章 監査等委員会
<新 設>	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
<新 設>	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
<新 設>	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第37条～第39条 <条文省略>	第32条～第34条 <現行どおり>
第7章 計算	第7章 計算
第40条～第43条 <条文省略>	第35条～第38条 <現行どおり>

現行定款	変更案
＜新 設＞	附則
＜新 設＞	<u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>第1条 当会社は、監査役（監査役であつた者を含む。）の第35期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内において、その責任を免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（10名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了になります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	くにみつ こうぞう 國 光 浩 三 (昭和20年10月5日生)	昭和55年1月 当社設立、代表取締役社長 平成13年6月 益盟軟件系統開発(南京)有限公司董事長(現任) 平成17年7月 (株)ラソンテ代表取締役(現任) 平成23年6月 意盟軟件系統開發(上海)有限公司董事長(現任) 平成27年2月 (株)ブリック薬局代表取締役(現任) 平成27年10月 当社代表取締役会長兼CEO(現任) ■重要な兼職の状況 (株)ラソンテ代表取締役 (株)ブリック薬局代表取締役 益盟軟件系統開發(南京)有限公司董事長 意盟軟件系統開發(上海)有限公司董事長	600,000株
■選任理由 國光浩三氏は、当社創業以来、長年にわたり当社グループの経営を指揮し、ビジネスモデルの確立による収益基盤の強化、継続的な事業成長のための経営革新など、常に先進性を求め、グループ全体の成長を牽引してまいりました。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2	おおいしけんじ 大石憲司 (昭和33年10月30日生)	平成18年2月 当社入社、執行役員営業本部長 平成18年6月 当社常務取締役執行役員営業本部長 平成24年11月 当社専務取締役執行役員営業本部長 平成26年10月 コスモシステムズ㈱代表取締役(現任) 平成27年10月 当社取締役社長兼COO(現任) 平成27年10月 益盟軟件系統開発(南京)有限公司董事(現任) ■重要な兼職の状況 コスモシステムズ㈱代表取締役 益盟軟件系統開発(南京)有限公司董事	175,300株
■選任理由 大石憲司氏は、当社の最高執行責任者として当社グループの事業責任者を統率し、グループ事業の全体的指揮を執り、当社グループの成長を牽引してまいりました。その実績、豊富な経験及び経営に関する見識と能力を有することから、強力なリーダーシップにより、今後も同氏による当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者とするものであります。			
3	あおたげん 青田玄 (昭和37年3月26日生)	平成20年9月 当社入社、執行役員管理本部長 平成21年6月 当社取締役執行役員管理本部長 平成21年10月 当社取締役執行役員中日本支社長 平成26年6月 当社常務取締役執行役員管理本部長 平成27年4月 当社常務取締役執行役員ヘルスケア本部長 平成27年7月 意盟軟件系統開発(上海)有限公司董事(現任) 平成28年4月 当社常務取締役執行役員医科システム事業部長(現任) ■重要な兼職の状況 意盟軟件系統開発(上海)有限公司董事	94,300株
■選任理由 青田玄氏は、経営管理、営業部門を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、同氏は、医科システム事業全体の統括として事業の成長を牽引してまいりました。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行を行うに適任であると考え、取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の株数
4	くにみつひろまさ 國光宏昌 (昭和49年6月29日生)	平成12年3月 当社入社 平成12年3月 益盟軟件系統開發（南京）有限公司 總經理 平成13年6月 当社取締役 平成14年7月 当社取締役執行役員システム設計部 長 平成21年10月 当社取締役執行役員福岡支店長 平成25年4月 当社取締役執行役員チェーン薬局営 業部長 平成26年6月 当社常務取締役執行役員チェーン薬 局本部長 平成28年4月 当社常務取締役執行役員調剤システ ム事業部長 平成29年4月 当社常務取締役執行役員調剤・介護 システム事業部長（現任）	960,200株
■選任理由 國光宏昌氏は、当社入社以来、システム開発、中国事業の立ち上げに携わり、卓越した実績を上げており、また調剤・介護システム部門を統括し、当社の成長を牽引してまいりました。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識は、当社の経営に活かせると考え、取締役候補者とするものであります。			
5	にしむらもとき喜 西村本喜 (昭和36年9月6日生)	平成16年1月 日本アイ・ビー・エム(株)ゼネラル・ ビジネス事業 東日本支社長 平成21年10月 当社入社、執行役員東京支店長 平成22年7月 当社執行役員広域営業統括部長 平成25年4月 当社執行役員東日本統括部長 平成26年5月 当社執行役員営業本部長 平成26年6月 当社取締役執行役員営業本部長 平成27年5月 コスモシステムズ(株)取締役（現任） 平成28年4月 当社取締役執行役員営業・サービ ス事業部長 平成28年6月 当社常務取締役執行役員営業・サー ビス事業部長（現任） ■重要な兼職の状況 コスモシステムズ(株)取締役	30,200株
■選任理由 西村本喜氏は、事業責任者として当社の営業・サービス事業部門を指揮しており、当社グループの成長を牽引し、当社グループの企業価値向上に大きく貢献してまいりました。優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、能力及び経験を有していると判断し、取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の株数
6	みつはしりょうこ 三橋涼子 (昭和40年4月28日生)	平成19年1月 日本アイ・ビー・エム(株)地域社会・関西地区部 副部長 平成21年4月 当社入社 平成21年6月 (株)ラソンテ取締役(現任) 平成23年6月 当社執行役員総務部長 平成25年4月 当社執行役員社長室長 平成27年4月 当社取締役執行役員管理本部長 平成28年10月 当社取締役執行役員中国事業本部長(現任) 平成28年10月 益盟軟件系統開発(南京)有限公司副董事長(現任) 平成28年10月 意盟軟件系統開発(上海)有限公司副董事長(現任) 平成29年2月 (株)ブリック薬局取締役(現任) ■重要な兼職の状況 (株)ラソンテ取締役 (株)ブリック薬局取締役 益盟軟件系統開発(南京)有限公司副董事長 意盟軟件系統開発(上海)有限公司副董事長	57,000株
■選任理由 三橋涼子氏は、長年にわたり当社の管理部門を統括し、経営・管理全般に関する高い見識と能力で当社の健全な運営と成長を支えてまいりました。今後も同氏による当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者とするものであります。			
7	かわの はら ひろ かず 川野原弘和 (昭和38年5月30日生)	昭和62年7月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員事業推進部長 平成24年4月 当社執行役員西日本統括部長 平成25年4月 当社執行役員事業推進統括部長 平成27年4月 当社執行役員関西統括部長 平成28年4月 当社執行役員営業・サービス事業部地域営業統括部長 平成28年6月 当社取締役執行役員営業・サービス事業部地域営業統括部長 平成29年4月 当社取締役執行役員営業・サービス事業部営業本部長(現任)	89,300株
■選任理由 川野原弘和氏は、当社入社以来幅広い職務を経験し、また営業本部長として営業部門を統括しており、当社の成長を牽引してまいりました。その実績、豊富な経験、高度な専門性及び経営に関する見識は、当社の経営に活かせると考え、取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
8	しげ やま たけし 重 山 毅 (昭和31年3月6日生)	平成24年1月 日本アイ・ビー・エム(株)GBS AIS エンタープライズ・インテグレーション BPM部長 平成25年10月 当社入社、社長室主幹 平成26年6月 当社執行役員社長室副室長 平成27年4月 当社執行役員経営推進本部長 平成28年6月 当社取締役執行役員経営推進本部長 平成28年10月 当社取締役執行役員管理本部長 平成29年6月 当社取締役執行役員経営推進本部長(現任)	700株
■選任理由 重山毅氏は、ITサービス産業に関する専門的かつ広範な知識を有しており、当社グループの健全な運営及び成長を支えてまいりました。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、今後も同氏による当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると考え、取締役候補者とするものであります。			
9	※ いの うえ しげ お 井 上 茂 雄 (昭和42年4月20日生)	平成25年7月 日本アイ・ビー・エム(株)GBS事業部アプリケーション開発担当部長 平成26年10月 当社入社、社長室主幹 平成27年4月 当社開発本部長 平成27年7月 当社執行役員開発本部長 平成28年4月 当社執行役員調剤システム事業部開発本部長 平成29年4月 当社執行役員開発本部長(現任)	3,400株
■選任理由 井上茂雄氏は、ITサービス産業に関する専門的かつ広範な知識を有しており、当社入社以来、開発部門の責任者として、当社の成長を支えてまいりました。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、同氏による当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると考え、取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
10	いま いずみ ひで とし 今 泉 英 壽 (昭和19年2月22日生)	平成元年4月 第一製薬(株)さいたま医薬部長 平成9年6月 同社取締役大阪支店長 平成13年6月 同社常務取締役大阪支店長 平成15年6月 同社常務取締役ヘルスケア事業部長 平成19年6月 第一三共ヘルスケア(株)代表取締役会 長 平成21年6月 同社顧問 平成24年6月 当社社外取締役(現任)	一株
■社外取締役候補者とした理由 今泉英壽氏は、長年にわたり製薬業界における豊富な知識と経験、高い見識を有することから、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督ができると考え、社外取締役候補者とするものであります。			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 今泉英壽氏は、社外取締役候補者であります。
4. 今泉英壽氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、定款において、社外取締役との間で、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定めております。当社は今泉英壽氏との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 今泉英壽氏は当社の社外役員の独立性判断基準に適合しており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	てらうち のぶ お 夫 寺 内 信 夫 (昭和33年3月7日生)	平成15年4月 富士ソフトABC㈱IT事業本部副 本部長 平成16年12月 当社入社、執行役員開発部長 平成18年6月 当社取締役執行役員開発本部長 平成21年6月 当社常務取締役執行役員開発本部長 平成27年4月 当社常務取締役執行役員医療情報連 携推進本部長 平成28年4月 当社常務取締役執行役員医療介護連 携事業部長 平成29年6月 当社常勤監査役(現任)	77,000株
■選任理由 寺内信夫氏は、長年にわたりシステム開発部門を統括し、また、医療介護連携事業の指揮を執り、当社の成長を支えてまいりました。その豊富な経験、高度な専門性及び経営に関する見識により、今後も客観的な立場から当社の経営を監督し、ガバナンス体制の強化に寄与できると判断し、監査等委員である取締役候補者とするものであります。			
2	まつだ しげ みつ 三 松 田 繁 三 (昭和32年1月9日生)	昭和59年4月 大阪弁護士会で弁護士登録 なにわ共同法律事務所所属 平成6年4月 東西法律事務所開設 平成15年1月 松田法律事務所開設 所長(現任) 平成24年6月 当社社外監査役(現任) ■重要な兼職の状況 松田法律事務所所長 パナソニックホームズ㈱監査役(社外)	一株
■社外取締役候補者とした理由 松田繁三氏は、長年にわたり弁護士として培った豊富な経験及び幅広い見識を有しており、これらを当社の経営に反映することにより、当社のコーポレート・ガバナンス機能がさらに強化できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。また、同氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の株数
3	なか お きよ みつ 中 尾 清 光 (昭和21年11月10日生)	昭和44年4月 (株)矢野経済研究所入社 昭和48年1月 (株)皆川経営研究所入社 昭和54年1月 (株)エム・アイ・ピー開発センター (現(株)ディー・エム・ピー) 設立、 代表取締役 平成18年6月 当社社外監査役 平成26年2月 (株)ディー・エム・ピー取締役相談役 (現任) 平成29年6月 当社社外取締役 (現任) ■重要な兼職の状況 (株)ディー・エム・ピー取締役相談役	14,000株
■社外取締役候補者とした理由 中尾清光氏は、平成18年6月から平成23年6月までの5年間当社社外監査役を経験し、かつ企業経営及び人材育成において豊富な経験と高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。			

- (注) 1. 中尾清光氏は、(株)ディー・エム・ピーの取締役相談役を兼務しており、当社は同社に対して社員研修に関する業務を委託しております。
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 松田繁三氏及び中尾清光氏は、社外取締役候補者であります。
4. 中尾清光氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定めております。当社は松田繁三氏及び中尾清光氏との間で当該責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合には、両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 松田繁三氏は当社の社外役員の独立性判断基準に適合しており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第23期定時株主総会において、月額30百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額30百万円以内（うち社外取締役分月額3百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、10名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を月額2百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、これに伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案の報酬額とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしました。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額58百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしました。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年48,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より50年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、これに伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査等委員である取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第6号議案の報酬額とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額2百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年2,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

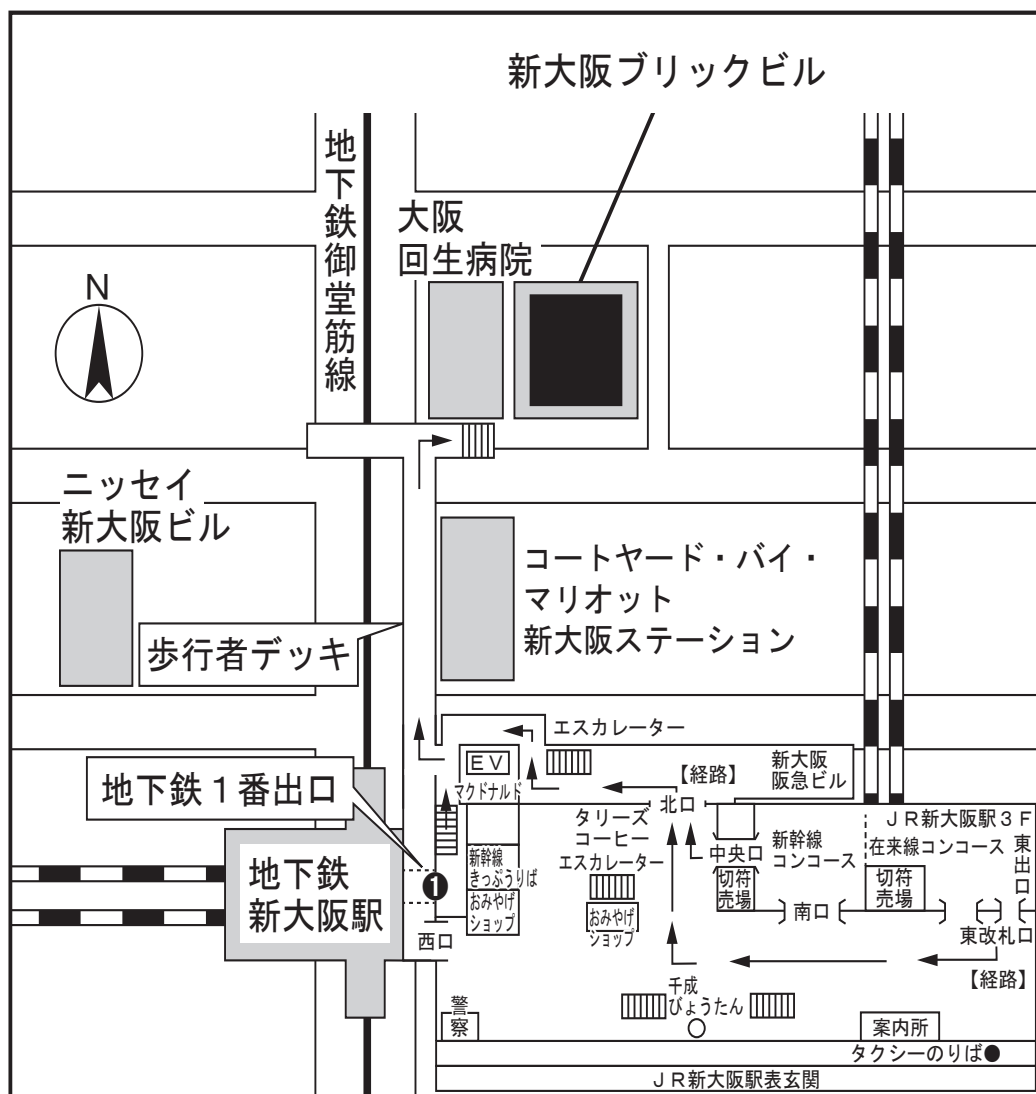
なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、第7号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
新大阪ブリックビル 3階 会議室



【交通のご案内】

最寄り駅 ■ JR新大阪駅 北口(新大阪阪急ビル)より 徒歩約3分

■地下鉄御堂筋線新大阪駅1番出口階段上がる 徒歩約2分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

■お知らせ

株主総会終了後、「中期経営計画に関する説明会」を開催いたします。
ご都合がよろしければ、是非ご参加ください。（30分程度）